

いわき市立常磐病院の引継ぎに関する基本協定書

いわき市（以下「甲」という。）と財団法人ときわ会（以下「乙」という。）は、いわき市立常磐病院（以下「市立常磐病院」という。）の引継ぎに関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市立常磐病院の円滑な引継ぎを行うため、必要な事項について定めることを目的とする。

2 本協定で定める事項のほか、本協定に基づき、今後、甲乙両者が協議のうえ確認した事項については、市有財産の譲渡契約、賃貸借契約、診療業務等の引継ぎに関する覚書等（以下「契約等」という。）で別に定めるものとする。

（引継ぎの時期及び期間）

第2条 甲は、市立常磐病院を平成22年4月1日に乙へ引き継ぐものとする。なお、引継ぎの期間は、平成22年3月20日から同年4月4日までとする。

（医療機能の継承等）

第3条 甲は、市立常磐病院の235床を乙へ引き継ぐものとする。

2 甲及び乙は、円滑な引継ぎを行うため、患者数を調整するなど、適切な対応を図るものとする。

3 乙は、甲の策定した「いわき市立常磐病院の後継医療機関募集に関する要領（以下「要領」という。）」における「引継ぎの条件」を遵守し、市立常磐病院の後継医療機関として、地域の医療機関等と積極的な連携を図りながら、常磐地区において地域医療の確保に努めるものとする。

4 乙は、引継ぎ時には提案のとおり、内科、外科、整形外科、泌尿器科、小児科、腎臓膠原内科、放射線科、麻酔科、消化器(内)科及び循環器(内)科の10診療科を開設するものとする。なお、今後は、医師の確保を図りながら、診療科の充実に努めるものとする。

5 乙は、いわき市後継医療機関選定委員会による「いわき市立常磐病院後継医療機関審査結果報告書」の内容を踏まえ、特に救急医療について診療体制のより一層の充実に努めるものとする。

（土地の貸付等）

第4条 甲は、市立常磐病院の資産のうち甲の所有する土地を、引継ぎの日から乙に無償にて貸し付けるものとする。

- 2 甲は、前項に掲げる土地を、引継ぎ後 5 年を目途に、乙に有償にて譲渡するものとする。
- 3 甲は、甲が借り受けている土地を、有償にて乙に貸し付けるものとする。
- 4 前 2 項に掲げるもののほか、甲が乙に貸付する資産の取り扱いについては、別途締結する契約等において定める。

(建物等の譲渡)

第 5 条 甲は、市立常磐病院の資産のうち建物及び構築物を、乙に無償にて譲渡するものとする。

- 2 甲は、要領に記載した「主な医療機器等その他の資産」を、協議のうえ、乙に有償で譲渡するものとする。
- 3 前 2 項に掲げるもののほか、甲が乙に譲渡する資産の取り扱いについては、別途締結する契約等において定める。

(財政支援)

第 6 条 甲は、開設資金として、乙に対し、8 億 8 千万円の「常磐病院継承開設費補助金」を交付するものとする。ただし、補助金を交付するにあたっては、乙が引継ぎ後最低 10 年以上は 2 次救急体制を継続すること、及び甲の承認を得ないで他の医療機関等に病院施設の譲渡又は貸付けを行わないことを条件とする。

- 2 前項に定める条件のほか、補助金の交付は、いわき市補助金等交付規則（昭和 45 年いわき市規則第 24 号。）その他甲の定めるところによるものとする。
- 3 第 1 項の規定は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づきいわき市議会の議決を得たときに、その効力を生じるものとする。

(準備行為)

第 7 条 乙は、この基本協定締結後、引継ぎまでの間、自己の責任において必要な準備行為を行うものとする。

- 2 甲は、前項の準備行為を円滑かつ確実に行うことができるよう、乙に必要な助言及び協力を行うものとする。

(本協定の解除等)

第 8 条 甲又は乙の一方が本協定に違反し、その違反により本協定の履行が困難となった場合は、その相手方は、催告のうえ本協定を解除することができる。

- 2 甲又は乙の一方が本協定の解除又は一部の変更を申し出た場合は、甲乙協議のうえ、本協定の解除又は一部の変更をすることができる。
- 3 前 2 項の定めにより、本協定の解除又は一部の変更をした場合において、甲は、乙に損害が生じた場合においても、その賠償の責めは負わないものとする。

(疑義の解決方法等)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この基本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年11月30日

甲 住 所 いわき市平字梅本21番地
いわき市
いわき市長

乙 住 所 いわき市平字堂根町2番地の3
法 人 名 財団法人ときわ会
代表者名